

上郡町告示第 33 号

上郡町若者・子育て世帯家賃補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 30 日

上郡町長 梅 田 修 作

上郡町若者・子育て世帯家賃補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、若者又は子育て世帯の上郡町（以下「町」という。）への移住及び定住を促進するため、町内の賃貸住宅に居住する者に対し、予算の範囲内において上郡町若者・子育て世帯家賃補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者世帯 初回の交付申請を行う日において、交付申請を行う者（以下「申請者」という。）又はその配偶者が満 39 歳以下の世帯をいう。
- (2) 子育て世帯 初回の交付申請を行う日において、子ども（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。）と同居し、現に当該子どもを養育している世帯（親子健康手帳により出産予定であることが確認でき、出生後に当該世帯と同居し、養育する予定である世帯を含む。）をいう。
- (3) 転入 町外に 1 年以上継続して居住した後、町内に住所を定め、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき町の住民基本台帳に記録されることをいう。
- (4) 定住 町に永住の意思をもって町の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。ただし、単身赴任等の一時的な転入又は自己の都合等により一時的に町内に居住していることが明らかな場合を除く。
- (5) 世帯構成員 申請者及びその者と同一の世帯に属する者をいう。
- (6) 賃貸住宅 町内に所在する住宅であって、申請者又はその配偶者が賃貸借契約の契約者となり、かつ、現に生活の本拠としているものをいう。た

だし、公営住宅その他の公的賃貸住宅及び社宅、官舎、寮その他事業主等から貸与される住宅を除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和8年9月1日以後に転入し、初回の交付決定の日から起算して5年以上継続して町内に定住する意思を有する若者世帯又は子育て世帯であること。

(2) 世帯構成員のいずれかが、別表第1に定める関係人口要件又はテレワーク要件のいずれかを満たすこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない。

(1) 世帯構成員が町税等を滞納しているとき。

(2) 世帯構成員が、上郡町暴力団排除条例（平成24年条例第15号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者であるとき。

(3) 世帯構成員が、過去に本補助金の交付を受けたことがあるとき。ただし、同一の補助対象期間について年度を分けて申請する場合を除く。

(4) 世帯構成員が、上郡町結婚新生活支援補助金交付要綱（令和3年告示第56号）に基づく補助金（同要綱第3条第1項第1号に規定する住居費を対象としたものに限る。）を受給し、又は受給する予定があるとき。

(5) 世帯構成員が、上郡町移住支援事業補助金交付要綱（令和元年告示第81号）に基づく補助金を受給し、又は受給する予定があるとき。

(6) 世帯構成員が、上郡町新規就農者等家賃補助金交付要綱（平成30年告示第64号）に基づく補助金を受給し、又は受給する予定があるとき。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、補助対象期間中に現に支払った賃貸住宅の家賃とする。ただし、共益費、管理費、駐車場使用料その他これらに類する費用は含まないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の月額、家賃月額から40,000円及び住宅手当（名称のいかんを問わず、申請者又はその配偶者が事業主から当該賃貸住宅に係る家賃の負担を目的として支給を受ける手当をいう。）を控除した額とする。ただし、当該額が20,000円を超えるときは20,000円とし、0円未満となる場合は0円とする。

2 各年度の補助金の額は、前項の月額に当該年度に属する補助対象月数を乗

じて得た額とする。

（補助対象期間）

第6条 補助対象期間は、初回の交付決定の日の属する月の翌月から起算して連続する12か月以内とする。

（交付申請）

第7条 申請者は、補助対象期間が属する年度ごとに、上郡町若者・子育て世帯家賃補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 初回の交付申請は、申請者が転入した日又は賃貸借契約日のいずれか遅い日から起算して1年以内に行わなければならない。

3 補助対象期間が翌年度にわたる場合の翌年度分の交付申請は、当該年度の4月30日までに行わなければならない。

（交付決定）

第8条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助対象期間及び当該年度の交付額を決定し、上郡町若者・子育て世帯家賃補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 町長は、補助金を交付しないことを決定したときは、上郡町若者・子育て世帯家賃補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（交付決定の変更）

第9条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、家賃、住宅手当、補助対象期間その他交付決定の内容に変更が生じるときは、上郡町若者・子育て世帯家賃補助金変更交付申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定額に変更が生じない軽微な変更については、この限りでない。

2 町長は、前項の申請を承認したときは、上郡町若者・子育て世帯家賃補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（実績報告等）

第10条 交付決定者は、当該年度に属する補助対象期間の家賃を支払った後、上郡町若者・子育て世帯家賃補助金実績報告書兼交付請求書（様式第6号）に家賃の支払を証する書類その他町長が必要と認める書類を添えて、当該年度の3月31日までに町長に提出しなければならない。

2 前項の請求額は、交付決定額（変更交付決定があった場合は変更後の交付決定額）を超えることができない。

（補助金の額の確定）

第 11 条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、家賃の支払実績が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、上郡町若者・子育て世帯家賃補助金額確定通知書（様式第 7 号）により、交付決定者に通知するものとする。ただし、確定した補助金の額が交付決定額と同額であるときは、当該通知を省略することができる。

（補助金の交付）

第 12 条 町長は、前条第 1 項の規定により補助金の額を確定した後、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第 13 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 申請書、請求書又は添付書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) その他町長が補助金を交付することを適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項の取消しをしたときは、上郡町若者・子育て世帯家賃補助金交付決定取消通知書（様式第 8 号）により通知するものとする。

（返還）

第 14 条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 初回の交付決定の日から起算して 5 年間継続して町内に定住しなかったとき。
- (2) 申請書、請求書又は添付書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

2 返還額は、別表第 3 のとおりとする。

3 町長は、返還を求めるときは、上郡町若者・子育て世帯家賃補助金返還命令書（様式第 9 号）により通知するものとする。

4 町長は、災害、疾病、就業上の転勤その他やむを得ないと認める事由があるときは、返還の全部又は一部を免除することができる。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

区分	要件
関係人口要件	次のいずれかに該当すること。 (1) 町が実施する移住関連施策に参加又は利用したことがある者 (2) 町にふるさと納税をしたことがある者 (3) 町内の自治会行事又は地域イベントに継続的に参加している者 (4) 町内の学校に通学していた者 (5) 町内に居住した経験がある者 (6) 3 親等以内の親族が町内に在住している者 (7) 町内に事業所がある企業に就業する者又は町内で創業する者
テレワーク要件	次のいずれにも該当すること。 (1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により本町に転入した場合であって、本町を生活の本拠とし、前居住地での業務を引き続き行うこと。 (2) 町内でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ、週 20 時間以上テレワークを実施すること。 (3) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供されていないこと。

別表第 2（第 7 条関係）

※(1)～(6)は初回のみ (1) 前住所地の住民票除票又は戸籍の附票の写し (2) 誓約書（様式第 1－1 号） (3) 同意書（様式第 1－2 号） (4) 建物賃貸借契約書の写し (5) 関係人口要件確認書類（様式第 1－3 号。関係人口に関する要件に該当する者に限る。） ア 町内の学校に通学していた者 卒業証明書等 イ 3 親等以内の親族が町内に在住している者 戸籍謄本等 ウ 町内に事業所がある企業に就業する者 就業証明書（様式第 1－4 号） (6) 就業（テレワーク）証明書（様式第 1－5 号。テレワークに関する要件に該当する者に限る。） (7) 住宅手当受給状況証明書（様式第 1－6 号） (8) その他町長が必要と認める書類

別表第 3（第 14 条関係）

区分	返還額
第14条第1項第1号該当	登録決定の日から起算した期間が次の各号に該当する場合は、当該各号に定める額 (1) 2年未満 交付を受けた補助金の全額 (2) 2年以上3年未満 交付を受けた補助金の3分の2 (3) 3年以上5年未満 交付を受けた補助金の3分の1
第14条第1項第2号又は第3号該当	交付を受けた補助金の全額